

こんなときに必要です！

アルコール事業法 許可事項の変更手続き

アルコール事業法は、アルコールの酒類の原料への不正な使用を防止するため、許可制度のもと厳格な流通管理を行っています。このため、**許可申請時の内容に変更が生じた場合には、変更手続きが必要**になります。

新製品のアルコール使用



使用施設の移転



製品の原料配合の変更



代表者の交代



ポイント 1

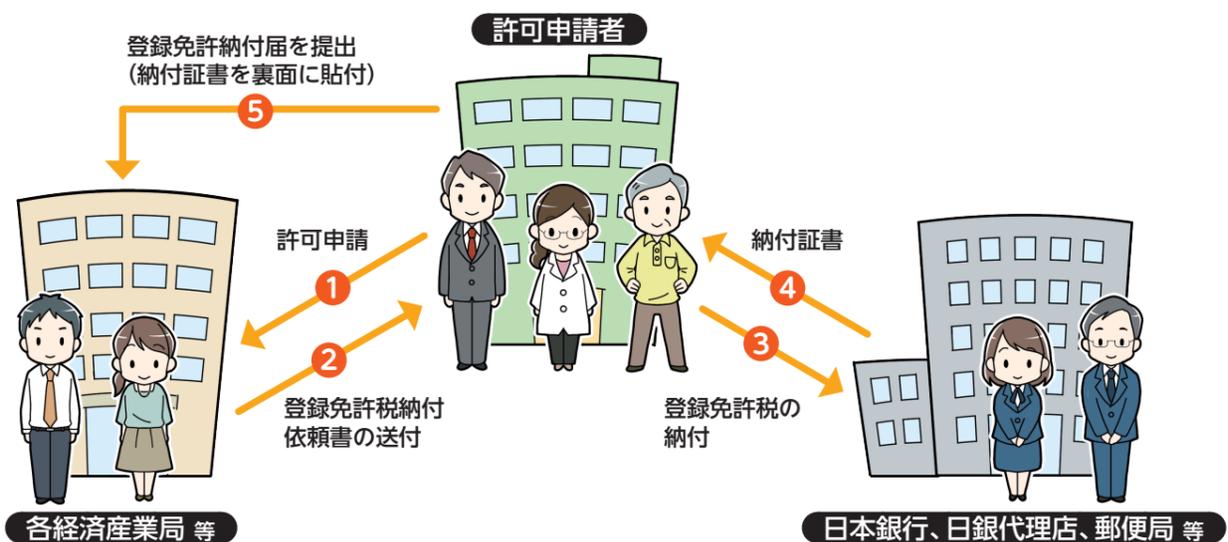
変更手続は変更する事項により、「事前に許可を受ける必要があるケース」と、「事前または事後に届出書の提出が必要なケース」があります。**書類の提出の時期に注意**し、忘れずに手続きをお願いいたします。



<ul style="list-style-type: none"> ● アルコールを使用する製品を追加する場合 ● 新たな用途にアルコールを使用する場合 ● 使用するアルコールの種別(発酵・合成)や度数を変更する場合 ● 新たに使用する工場等を追加する場合 等 	<p>→ 事前に変更の許可が必要です 右ページの上段 をご覧ください</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 主たる事務所(本社)の所在地を変更する場合 等 	<p>→ 事前に変更の届出が必要です 右ページの下段 をご覧ください</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 商号、名称又は氏名及び住所を変更する場合 ● 使用施設において用途又は使用方法を廃止する場合 ● 代表者の氏名・住所を変更する場合 等 	<p>→ 変更後速やかに変更の届出が必要です 右ページの下段 をご覧ください</p>

ポイント 2

変更の許可を受ける際、**使用施設において新たな用途の追加をする場合や、使用施設を追加する場合には、登録免許税(1万5千円)がかかります**。登録免許税の納付方法及び、流れは以下の順序のとおりです。



すでに提出している許可申請書に記載した事項のうち、アルコールの用途又は使用方法を変更しようとするとき (**追加する場合を含む**) や、使用設備及び貯蔵設備の能力や構造を変更しようとするとき (使用施設ごとのアルコールの用途又は使用方法の変更を伴う場合に限る) は、**実際に変更する前に、経済産業局長の許可を受ける必要があります**。

申請に必要な書類

- 申請書：アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書 (様式第 52)
→ 様式および記載方法については P4 ~ 5 をご覧ください。
- 添付書類：申請時の添付書類に変更があるときは、合わせて変更前又は変更後についての添付書類をご提出ください。(※下記・下図を参照)
- 申請書類の提出先：主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長
→ 各経済産業局と管轄都道府県については裏表紙をご覧ください。



※申請に必要な書類について

例えば、アルコールの使用方法を追加する場合には『アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書』に『アルコール使用明細書』を添付してください。(また、同時に設備内容にも変更がある場合や回収アルコールが発生する場合等には右表で△の書類も添付してください)

必要添付書類の早見表

添付書類	変更申請区分	用途の追加	使用方法の追加	使用原単位の変更	使用施設の追加
アルコール使用明細書		○	○	○	◎
回収アルコールに関する事項		△	△	△	△
計測機器の名称、形式、基数一覧		△	△	△	◎
貯蔵設備の構造図		△	△	△	◎
移送配管の容積を計算した書面		△	△	△	◎
事業場平面図		◎	△	△	◎
使用施設の詳細に関する事項		—	—	—	◎

- 当該変更に係る書類の添付を要するもの
- ◎ 当該変更後の書類の添付を要するもの
- △ 当該変更に伴って書類の添付が必要となる場合があるもの

記入方法は P3 ~ 4 へ

変更の届出について

提出している許可申請書に記載した事項のうち、商号や所在地、代表者の氏名や住所等が変更になるときは、**変更後速やかに経済産業局長に届出を行う必要があります**。一方、主たる事務所(本社)の所在地を変更するときには、**事前の届出が必要**になりますので御注意ください。

変更の届出が必要な事項

- ・ 商号、名称又は氏名及び住所
- ・ 代表者の氏名及び住所
- ・ 法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所
- ・ 使用設備や貯蔵設備の能力及び構造 (用途および使用方法の変更を伴わないもの)
- ・ 使用施設における用途又は使用方法の廃止 等

届出に必要な書類

- 届出書：アルコール許可使用者許可事項変更届出書 (様式第 53)
→ 様式および記載方法については P6 ~ 7 を御覧ください。
- 添付書類：変更事項の内容がわかる書類を添付してください。
・ 個人の情報に変更がある場合には、当該者の「住民票」
・ 法人の情報に変更がある場合には、「登記簿謄本 (履歴事項全部証明)」
・ 使用設備の能力や構造に係る届出を行う場合には、当該設備の構造図 等
- 届出書類の提出先：主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長
→ 各経済産業局と管轄都道府県については裏表紙を御覧ください。



記入方法は P5 ~ 6 へ

変更手続についての詳しい説明は、経済産業省ホームページの「アルコール使用の手引き」を御覧ください。
<http://www.meti.go.jp/policy/alcohol/pdf/4-shiyuou-tebiki.pdf>
 変更手続に関する各種様式のダウンロードはこちらからお願いします。
<http://www.meti.go.jp/policy/alcohol/formfiles/pcdlpage.html>

WEBで検索

アルコール事業

検索

様式第 52 (第 36 条関係)

年 月 日

経済産業局長 殿 ←

申請者 住所 (郵便番号)

電話番号 ()

商号、名称又は氏名 □ ←

(許可番号)

法人の代表者の住所及び氏名 ← □ ←

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称 □ ←

アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書

アルコール事業法第 30 条において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 事 項	
使用施設の名称及び所在地	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 予 定 年 月 日	
変 更 の 理 由	

備考 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

申請先
所管地区の局名を記載 (各都道府県の管轄は裏表紙を御覧ください)。

押印
申請者が法人の場合は、法人印及び代表者印 (会社実印) を押してください。
個人の場合は、個人印を押してください (自筆であれば押印省略可)。

法人の代表者の住所及び氏名
代表者の方の役職名・氏名と自宅住所 (登記簿上の住所) を記載してください。

変更事項
変更の内容を記載してください。
例) 新たな用途で使用の場合「用途の追加」、新商品の製造の場合「使用方法の追加」等。

使用施設の名称及び所在地
使用施設の名称及び所在地を記載してください。事業場整理番号 (※) を記載した場合は省略可能です。
※事業場整理番号とは、アルコール使用許可書に記載された使用施設ごとの整理番号。

変更前・変更後
変更前後の内容について記載してください。
変更内容が「追加」である場合は変更前の欄は省略可能です。その場合、変更後の欄には追加する製品についての必要な情報を記載してください。
例) 「用途の追加」追加する用途番号・用途名・使用方法の整理番号を記載。
「使用方法の追加」追加する製品等に係る用途番号・用途名・使用方法の整理番号を記載。

変更予定年月日
変更する予定年月日を記載してください。
複数ある場合は、最も早い年月日を記載してください。

変更の理由
変更することとなった理由を簡潔に記載してください。
例) 変更内容が「用途の追加」又は「使用方法の追加」の場合に「新製品の製造のため」、変更内容が「使用原単位の変更」の場合に「原料としてのアルコール添加量 (率) の変更のため」等。

変更許可申請書 はこんなときに必要です!

アルコールを使用する製品を追加する場合

使用するアルコールの種別 (発酵・合成) や度数を変更する場合

新たな用途にアルコールを使用する場合

新たに使用する工場等を追加する場合

…等

様式第 53 (第 36 条関係)

年 月 日

経済産業局長 殿

届出者 住所 (郵便番号)

電話番号 ()

商号、名称又は氏名 □

(許可番号)

法人の代表者の住所及び氏名 □

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称 □

アルコール許可使用者許可事項変更届出書

アルコール事業法第 30 条において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	
使用施設の名称及び所在地	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 (予 定) 年 月 日	
変 更 の 理 由	

備考 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする

届出先
所管地区の局名を記載 (各都道府県の管轄は裏表紙を御覧ください)。

押印
申請者が法人の場合は、法人印及び代表者印 (会社実印) を押してください。
個人の場合は、個人印を押してください (自筆であれば押印省略可)。

法人の代表者の住所及び氏名
代表者の方の役職名・氏名と自宅住所 (登記簿上の住所) を記載してください。

変更事項
変更の内容を簡潔に記載してください。
例) 「商号の変更」「主たる事務所の所在地変更」「用途の廃止」「使用方法の廃止」等。

使用施設の名称及び所在地
使用施設の名称及び所在地を記載してください。事業場整理番号 (※) を記載した場合は省略可能です。
使用施設が複数ある場合は変更する施設全てを記載してください。
※事業場整理番号とは、アルコール使用許可書に記載された使用施設ごとの整理番号。

変更前・変更後
変更する (した) 事項の内容について記載してください。
例) 「代表者の変更」変更前・変更後に変更する代表者の役職名・氏名と住所を記載してください。
※製品の製造ラインを増設する場合等で、該当する設備が複数あり、欄内に記載しきれない場合には「使用に係る各設備の名称及び能力一覧のとおり」と記載し、別紙にて設備の一覧を添付いただく形でも差し支えありません。

変更予定年月日
変更した (変更しようとする) 年月日を記載してください。

変更の理由
変更することとなった理由を簡潔に記載してください。
例) 変更事項が「代表者の変更」の場合に「前任者退任のため」等。

変更届出書 は こんなときに必要です!

本社の所在地を
変更する場合

KEISAN

商号、名称又は
氏名及び住所を
変更する場合

使用施設において
用途又は使用方法を
廃止する場合

代表者の氏名・住所を
変更する場合

…等

変更申請・届出先



お問い合わせ先	管轄する都道府県
北海道経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室 〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 TEL 011 (709) 1797 FAX 011 (709) 2566	北海道
東北経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室 〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL 022 (221) 4909 FAX 022 (215) 9463	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島
関東経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL 048 (600) 0399 FAX 048 (601) 1296	東京、茨城、群馬、栃木、 埼玉、千葉、神奈川、 山梨、静岡（長野、新潟）
関東経済産業局 新潟アルコール事務所 〒950-0909 新潟県新潟市中央区八千代1-5-15 TEL 025 (241) 3311 FAX 025 (241) 3385	長野、新潟の一部
中部経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室 〒460-8510 愛知県名古屋市中区三ノ丸2-5-2 TEL 052 (951) 2785 FAX 052 (951) 0977	岐阜、愛知、三重、 富山、石川
近畿経済産業局 産業部 産業課 アルコール室 〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 TEL 06 (6966) 6029 FAX 06 (6966) 6086	福井、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室 〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 TEL 082 (224) 5681 FAX 082 (224) 5642	鳥取、島根、岡山、 広島、山口
四国経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室 〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL 087 (811) 8528 FAX 087 (811) 8556	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局 産業部 産業課 アルコール室 〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 TEL 092 (482) 5483 FAX 092 (482) 5396	福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 環境資源課 アルコール係 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL 098 (866) 1757 FAX 098 (860) 3710	沖縄